

報酬規定一覧表

第Ⅰ 受託報酬

人数(人)	4以下	5～9	10～19	20～29	30～49	50以上
報酬月額(円)	15,000円	20,000円	30,000円	40,000円	60,000円	80,000円～

第Ⅱ 手続報酬

- 1 関係法令に基づく諸届
1件について 10,000円(原則)からとする。

- 2 労働・社会保険の新規適用について

(1) 新規適用

規模	法令	健康保険 厚生年金保険	労働保険 雇用保険
1人～4人		40,000円	30,000円
5人～9人		50,000円	40,000円
10人～19人		60,000円	60,000円
20人以上		1人増す毎に1,000円増す	左に同じ

(2) 適用廃止

人数に関わらず一律100,000円～とし、ケースにより協議の上決めるものとする。

- 3 保険料の算定・申告

◎ 健康保険・厚生年金保険月額算定基礎届、月額変更届

規模	法令	健康保険・厚生年金保険 月額算定基礎届
1人～9人		15,000円
10人～19人		20,000円
20人～29人		25,000円
30人～39人		30,000円
40人～49人		35,000円
50人～		協議

◎ 労働保険料概算・確定申告

規模	法令	継続事業	一括有期事業 (工事件数)	有期事業
1人～9人		15,000円	24件未満 20,000円	
10人～29人		20,000円	24件以上48件未満 30,000円	30,000円
30人～49人		30,000円	48件以上 協議	
50人～		協議		

- 4 保険給付(健康保険・労働者災害補償保険)申請・請求

1件につき 10,000円(原則)からとする。

※上記報酬には消費税は含まれておりません。

5 就業規則作成・変更

新規	200,000円～
変更・追加	100,000円～
その他の諸規程(退職金規程・シニア社員規程等)	50,000円～
その他ケースにより、協議の上決めるものとする。	

第Ⅲ 助成金の手続

種類に応じて、協議の上きめるものとする。(原則 20,000円～)

第Ⅳ 給与計算事務

月額 20,000円～とする(規模により相談)

年金相談報酬規定一覧表

個人相談業務 …… 1件につき 10,000円(原則)～とする。

個人向け相談業務 (初回電話相談・ご来所)	初回無料
(年金相談) 一般的な老齢年金請求・手続代行他	10,000円～
(年金相談) 遺族年金請求・手続代行他	20,000円～
(年金相談) 障害年金相談・手続代行 その都度協議	10,000円～
60歳以降の(在職時)年金・社会保険・医療の相談	10,000円～
65歳からの老齢基礎年金の手続に関する事	10,000円～

※上記報酬には消費税は含まれておりません。